

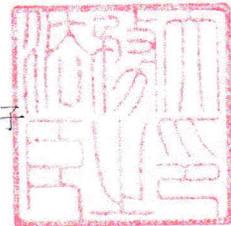


法務省刑総第422号
令和2年4月24日

行政文書開示決定通知書

上 脇 博 之 様

法務大臣 三 好 雅 子



令和2年2月27日受付第57号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
 - (1) 勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について
 - (2) 勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について
- 2 不開示とした部分とその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。
開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。
<希望された実施の方法等> 写しの送付
なお、下表に記載した方法のうち、既に開示請求書において記載された開示の実施方法とは異なる方法により開示を行うこともできます。